

さかえ・しすいワーク・ライフサポートセンター

「住居確保給付金」をご存知ですか？！

生活困窮者自立支援法では、離職などで住まいを失ったり失う恐れのある人へ給付金を支給する制度があります。今回は、安定した住居の確保と就労による自立を支援する「住居確保給付金」をわかりやすくご紹介します！

月額支給上限額	単身	37,200円	支給 期間	3ヶ月 ※一定要件満たす場合、 最長9ヶ月延長可能
※管理費・共益費 等除く	2人	45,000円		
	3人～5人	48,400円		

当該市町村に居住もしくは居住予定で、次の①～⑧すべてに該当する方

支給要件

- ① 離職により住居を失ったまたは失う恐れがある。
- ② 離職2年以内で、65歳未満の人
- ③ 離職等の前に、世帯の生計を主として維持していた。
- ④ 申請者及び申請者と同一生計の人と、申請月の合計収入額が所定の金額以下であること。
- ⑤ 申請者及び申請者と同一生計の人と、申請月の合計貯蓄額が所定の金額以下であること。
- ⑥ ハローワークに求職者登録を行い、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。
- ⑦ 国や自治体が行う、離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付を、申請者及び申請者と同一生計の人が受けていないこと。
- ⑧ 申請者及び申請者と同一世帯の人のいずれもが暴力団員でないこと。

申請
窓口 各市町村の生活困窮者支援窓口。酒々井町・栄町の方は「さかえ・しすいワークライフサポートセンター」です！

◎事例紹介 「～住居確保給付金を受け、困窮状態が解消した事例～」

お一人暮らしの50代男性Aさん。離職してしまったことからアパートの家賃を支払えず、これからの生活に困って当センターに来所されました。

Aさんは、所持金は1万円程で預貯金もありません。しかし、就労意欲が非常に高かったため、住居確保給付金について説明。ご本人も希望されたため申請を行いました。

住居確保給付金で3ヶ月間の家賃が確保され、就職活動に専念することができ、2ヵ月後には、新しい仕事も決まりました。3ヶ月で住居確保給付金の支給は終了し、生活安定の兆しが見えてきました。Aさんは「この制度を利用することで、また仕事にチャレンジできて嬉しかった」と話されていたことが印象的でした。

～編集後記～

ご相談者さんが渋柿をおすそ分けしてくださったので、干し柿を作って、すけっとの皆へいただきました。寒風厳しい季節に、時間をかけて、この季節ならではの味わいを楽しむことができました！（佐藤）



発行元：「いんば中核地域生活支援センターすけっと」

住所：〒285-0026 佐倉市鏡木仲田町9-3

電話：043-483-3718（中核センターすけっと／グループホーム等支援ワーカー）
043-484-8222（さかえ・しすいワーク・ライフサポートセンター）

FAX：043-483-3719

メール：suketto@kazenomura.jp

～『中核センターすけっと』とは～

『すけっと』では以下の3つの相談事業を佐倉市の事務所を拠点に実施しています。

担当エリア：印旛圏域（成田市・佐倉市・四街道市・八街市・印西市・白井市・富里市・酒々井町・栄町）
相談しているものか迷ったら、まずはお電話ください。一緒に考えます！

①いんば中核地域生活支援センターすけっと

福祉の総合相談・支援機関。24時間365日あらゆる相談をお受けします。

②印旛圏域障害者グループホーム等支援ワーカー

グループホームに関する総合相談（入居相談・運営相談・開設相談など）をお受けします。

③さかえ・しすいワーク・ライフサポートセンター（生活困窮者自立支援事業）

栄町・酒々井町で生活に困窮している方（失業、借金、ひきこもり等）の総合相談機関です。

旧年中は皆さまより多大なるご支援をいただき、まことにありがとうございます。

早いもので、中核センター事業は十四年目に入ります。

この間、福祉業界では大きな改正が度々ありました。来年度も様々な

制度改正が予定されています。

ものでも変わっていき、人の暮らしはそう変わる

ものではないかもしれませんが、

私たちは今ままで変わらず、誰もがありのままにその人らしい暮らし

が送れるよう、職員一同、努力していきたいと思っております。

本年も何卒よろしくお願ひ申し上げます。

所長

島田将太
すけっと職員一同あけまして
おめでとう
ございます

中核センターすけっと

平成29年度上半期の活動報告

◎中核センター大会のご報告

7月21日、毎年恒例の中核センター大会「若者たちの見えない貧困を考える～『我が事・丸ごと』の仕組みづくりに向けて～」を開催しました！

若者や子どもの相談先がネット上に広がっていることを受け、SNSを活用した相談支援の報告や、16～18才という子どもと大人の狭間にある若者について動き始めた支援者グループ、社会的孤立・経済的困窮から性風俗業界に流れていく若者への支援を行う弁護士団体など、多様な方々から問題提起をいただきました。

また大会では、中核センターの活動内容をまとめた「中核センター白書2016」を配布しました。主な相談事例、相談件数や分析などを掲載しています。「すけっと」のブログにも掲載予定です。興味のある方はぜひご覧ください！

◎上半期の相談実績のご報告

相談実績 (H29.4～9月)		支援回数内訳	
相談実人数	152名	対象者分類	支援方法
支援総回数	3,510回	高齢者	188回
		障害児者	1,916回
		児童	327回
		その他	1,079回
		電話	2,914回
		来所	124回
		訪問	419回

月に約25件の新規相談がありました

障害児者の次に多いのが「その他」です。「その他」とは、障害の疑いのある方、仕事が続けられない方、ひきこもりの方、家族トラブルを抱えた方などで、制度の対象になりづらい方でもあります。

電話に次いで訪問が多いです。すけっとでは、できるだけ自宅訪問や面談を通して相談支援を行うよう心がけています。

◎事例紹介 「家族関係に悩むひきこもりの女性への支援」

50代女性。母との2人暮らしですが関係が悪く、昼夜逆転、ひきこもりの生活を送っています。母の体調悪化により高齢者福祉課が関わるようになり、すけっとへつながりました。すけっとでは、自宅を訪問して本人の辛い気持ちを聴きました。

「ずっと出かけていない」という本人と一緒に外出したりお話を聞くことで関係を築き、「困ったことがあればいつでも相談してほしい」とお伝えしてきています。今後、母の施設入所などで生活状況の変化が予想されます。先の不安が出たとき、すけっとが支援できるよう、本人とのゆるい関係をもっといたいと思います。

昨今「8050問題」と言われる「高齢の親と同居するひきこもり状態の成人世帯」に関する相談はしばしばお受けしています。親子それぞれの将来への不安に寄り添いながら支援しています。

中核センター「地方自治法施行70周年記念総務大臣表彰」受賞！



地方自治法が施行されて70周年に当たる昨年、地方自治に関する功労者の表彰が行われ、中核センター事業を受託する法人の団体『中核地域生活支援センター連絡協議会』が総務大臣表彰を受けました！先日、表彰を記念して県庁の方々及各中核センター所長とで記念撮影を行いました！

障害者グループホーム等支援ワーカー



◎第9回千葉県障害者グループホーム大会のご報告

12月9日、毎年恒例のグループホーム大会「住み慣れたこの街で、暮らすこと」を開催しました！基調講演として、厚生労働省の障害福祉専門官である片桐氏より「地域包括ケアにおけるグループホームとその周辺のサービスについて」と題して、来年度以降の制度改正等について説明をいただきました。午後は4つの分科会（①地域生活支援拠点、②家族のしゃべり場、③利用者サミット、④交流会）に分かれ、どの分科会も盛況のうちに終わることができました。障害者週間の中でしたが、400名近くの方に参加していただき、印旛圏域からも多くの方が来て下さいました！



◎印旛圏域のグループホーム・生活ホームの状況

今年度もグループホームの数は増えています。昨年に比べ、5ホームほど増えています。障害者を支える家族の高齢化などからグループホームの必要性が増しており、福祉事業所でのグループホーム建設や株式会社の参入が進んでいる面があります。

グループホーム等支援ワーカーとしては、入居者にとってより良いグループホームを増やしていくためのご協力ができればと思っています。

事業所数 32事業所（社会福祉法人16、NPO法人9、医療法人3、株式会社3、企業組合1）

ホーム数 82軒 総定員 374名（その他、サテライト4名）

H29.12月時点

◎印旛圏域障害者グループホーム等連絡協議会のご紹介

印旛圏域内のグループホーム同士の横のつながり、質の向上を目指して研修の場を作っています。現在、30事業所ほどが加入されています。



●世話人の集い

日頃支援に関わっている世話人を対象に、今年度は2回にわたって発達障害の理解のための研修を開催。現場の困り事に役立つよう企画し、講師の方には内容を噛み砕いて説明していただきました。

●サービス管理責任者研修

サービス管理責任者を対象に、印旛圏域内の3ヶ所のグループホーム見学ツアーを実施。実際の運営の仕方について情報交換しました。

●設置者会

管理者向けの研修。第1回は「グループホーム制度の現状と課題」として千葉県社会福祉事業団理事長の相馬伸男氏より、グループホーム制度の概要や高齢化の課題についてお話いただきました。第2回は「成年後見制度について」として、リーガルサポートセンター司法書士の福原正和氏より、グループホームに入居した方への後見人として支援実践についてお話していただきました。

今後の「グループホーム講座」のお知らせ

グループホームを理解していただくため、3地域で講座を行っています。

今年度は、あと2回です。ふるってご参加ください。

平成30年2月 3日（土）第33回グループホーム講座 君津市中央図書館

平成30年2月10日（土）第34回グループホーム講座 ゆいまーる習志野

※ご興味のある方は、すけっと高橋までご連絡ください。

